

目的指向型会計基準の設定に向けた諸問題の検討

中山 重 穂

はじめに

1. 問題の所在
 - 1-1. 米国における会計基準設定思考
 - 1-2. 細則主義による会計基準の特徴
 - 1-2-1. パーセンテージ・テスト (bright-line test)
 - 1-2-2. 例外規定 (exception)
 - 1-2-3. 詳細な実務指針 (implementation guidance)
 2. 原則主義による会計基準の設定
 - 2-1. 原則主義の採用
 - 2-2. 原則主義の意義
 3. 目的指向型会計基準
 - 3-1. SECによる原則主義会計基準の提案
 - 3-2. 目的指向型会計基準の特徴
 - 3-3. 目的指向型会計基準の意義
 4. 目的指向型会計基準の構成要素
 - 4-1. 概念フレームワーク
 - 4-2. 利益計算思考
 - 4-3. 会計基準の適用対象についての規準
 - 4-4. 実務指針
 - 4-5. その他
 - 4-5-1. 旧基準の取り扱い
 - 4-5-2. 真実かつ公正な概観に基づく離脱
 5. 目的指向型会計基準の様式
 6. 今後の展開
 - 6-1. 概念フレームワークの修正
 - 6-2. 一般に認められた会計原則の階層構造の再構築
 - 6-3. 実務指針の提供方法
 - 6-3-1. 公式の実務指針
 - 6-3-2. 非公式の実務指針
 7. 現在進行中のプロジェクト
- むすびにかえて

はじめに

1990年代、米国企業はIT関連業を中心に好業績をあげ、その企業統治形態が脚光を浴びた。そしてその結果、米国型コーポレート・ガバナンスは優れた企業統治形態のひとつであると見做されていた。しかし、2001年の米エネルギー大手エンロン社、翌年の通信大手ワールドコム社の経営破綻、それによって露見した会計不正を契機として、一転、米国流企業経営への不信が高まった¹⁾。その結果、株価は下落し、資本市場への長期的な悪影響が懸念された。そこで、より正確で信頼性の高い財務報告制度を構築することによって企業会計への不信を払拭するとともに、より公正で透明な資本市場を整備する必要がある。そのような中、2002年に企業経営改革のための法制度としてサーベーンズ=オクスリー法(以下SOx法とする)が制定された²⁾。

SOx法は、資本市場整備の一環として、公開会社会計監視委員会(Public Company Accounting Oversight Board, 以下PCAOBとする)の設置、監査人の独立性の強化、財務報告に対する企業責任の明確化、財務情報開示の強化など様々な財務報告制度の改革に取り組んでいる。その一連の改革の中に、原則主義会計システムへの適用に関連して以下の点について米国証券取引委員会

(Securities and Exchange Commission, 以下SECとする)に研究を要請するものがあった³⁾。

- (1) 米国において原則主義による会計および財務報告が行われている程度。
- (2) 細則主義から原則主義による財務報告制度への変更に必要とされる時間。
- (3) 原則主義システムの実行方法およびその実行可能性。
- (4) 原則主義システムの採用についての経済的分析。

さらにSOx法では、SECは指示された研究結果の報告を同法施行後1年以内に米国上院金融住宅都市問題委員会および下院金融サービス委員会に対して行うことを求められている⁴⁾。その報告のための一環として、2003年7月、SECの主任会計官室(Office of the Chief Accountant)および経済分析室(Office of Economic Analysis)によって「2002年サーベーンズ=オクスリー法108条(d)に基づく、原則主義会計システムの米国財務報告制度への適用についての研究」と題された研究報告書(以下SEC[2003-a]とする)が公表された⁵⁾。

ここで取り上げられている原則主義(principles-based)とは、詳細な会計基準を作成するのではなく、原理原則を明示することによって簡潔明瞭な会計基準を作ろうとする思考をいう⁶⁾。一方、原則主義と対比される細則主義(rules-based)とは、実務指針や数値基準など会計基準を補

1) 一連の会計不正事件についてはBrewster [2003] (友岡 [2004] pp.339-395)などを参照。

2) The Sarbanes-Oxley Act of 2002.

3) The Sarbanes-Oxley Act of 2002, sec.108(d)-(1).

4) The Sarbanes-Oxley Act of 2002, sec.108(d)-(2).

5) SEC [2003-a]. 本報告書は、SECによる議会への公式報告ではなく、SECのスタッフによるレポートを公開したものである。議会への公式報告は、2003年9月に上院金融住宅都市問題委員会でなされている(SEC [2003-b] sec.6).

6) Foster・斎藤・山田・辻山 [2003] p.18.

足する詳細なルールを設けることで会計基準を網羅的に整備しようとする思考をいう⁷⁾。

米国会計基準は、もともとは原則主義を採用していたが、徐々に例外や数値基準を設けたり、個別的な問題について多くの実務指針を規定するなど、細則主義によって整備されるようになっていた。そして細則主義がゆき過ぎた結果、過度に詳細で複雑なものとなり、基準への対応に過剰なコストが必要となる、基準適用回避のための財務的操作が行われ、企業経営のあり方そのものを歪めるような処理が行われるなど様々な弊害を抱えるようになっていた。

そのような弊害が指摘されるようになったことと、一連の会計不正スキャンダルを生んだ要因のひとつとして細則主義による会計基準整備が取り上げられたことが相まって、より高質で透明な財務諸表を作成するためにも会計基準設定方法そのものを見直すことが必要であるとの論調が高まった。すなわち細則主義を改め、原則主義による会計基準の整備が検討されるに至ったのである。例えば、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下FASBとする) は、2002年10月に「原則主義アプローチによる米国会計基準の設定」と題した提案書 (以下FASB [2002] とする) を公表している⁸⁾。FASB [2002] では米国の財務会計および財務報告の質と透明性を改善するための会計基準設定思考として原則主義が有効であるかどうかを検討され、その結果、有効で

あるとの結論が導かれている⁹⁾。

しかし、FASB [2002] では、原則主義を利用した場合の細則主義と比した利点への言及はみられるものの、具体的にどのようなプロセスで会計基準が作成されるべきであるかについてまでは明らかにされていない。翻ってSEC [2003-a] では、原則主義を発展させた目的指向 (objectives-oriented) という枠組みが提案され、会計基準設定の枠組みについてより具体的な検討がなされている¹⁰⁾。

SEC [2003-a] はあくまでもSECの一部のセクションによる研究報告であり、何ら法的な拘束力をもつものではない。しかし、その根底には会計制度をよりよく改善するという問題意識が存在し、その意識の背後には現実の問題が座していると考えられる。会計基準の国際的な収斂、統一化が緊急の課題とされている現在、米国財務会計制度の動きを無視することはできない。また、現在、わが国でも基準設定のあり方が論議されており、その論議に対する何らかの示唆が得られるとも考える。そこで本研究では、SEC [2003-a] において提案されている会計基準設定思考について検討しながら、その背景にある米国財務会計制度が抱える問題を整理し、その解決策と今後の方向性を考察する。

1. 問題の所在

1-1. 米国における会計基準設定思考

実務指針に代表される細則を多数設定す

7) SEC [2003-a] sec.I-A.

8) FASB [2002].

9) FASB [2002] pp.9-10.

10) SEC [2003-a] sec.I-C.

ることによって会計基準を整備する会計基準設定思考を細則主義という。もともと米国の会計基準はFASBによって公表された財務会計概念ステートメント(Statement of Financial Accounting Concepts, 以下SFACとする)に基づく原則主義を採用していた。しかし、企業経営や取り巻く環境の変化、企業間取引の複雑化などの影響を受け、次第に細則主義の色合いを濃くしていった。細則を設けることによって、基準適用要件の客観性、財務諸表の比較可能性、基準解釈の統一性が高まると考えられる。また、会計基準設定時には想定していなかった取引や事象へもパッチワーク的に対応可能となる。しかしその一方で、細則主義による会計基準には短所も多い。以下に細則主義の短所とされるパーセンテージ・テスト、例外規定および詳細な実務指針の具体例と問題点を挙げる。

1-2. 細則主義による会計基準の特徴¹¹⁾

1-2-1. パーセンテージ・テスト (bright-line test)

パーセンテージ・テストとは、会計基準の適用条件として設けられた数値基準をいう。

このようなパーセンテージ・テストは会計基準内に60箇所ほど設けられており、具体例としては連結会計における支配力基準(50%)、特別目的事業体(special purpose entities, SPE)の連結基準(3%)、年金会計におけるコリア・アプローチ(10%)などがある。

数値基準が設けられていることで、同じ数値には同じ会計基準が適用され、財務諸

表の比較可能性が確保される。しかし、このような比較可能性は見せかけのものに過ぎないとの見方もある¹²⁾。例えば、ある2社の特定の数値について、ほとんど相違がなく、経済的実質が類似しているにもかかわらず、パーセンテージ・テストの基準値を片方は満たしていて、もう片方が満たしていない場合、異なる会計処理方法が適用されることで財務諸表上の数値が相違し、結果として財務諸表の比較可能性が損なわれることになる。あるいは会計基準の適用対象となることを避けるため、基準値を満たさないように財務的な操作がなされる場合もある。このような操作は、基準値が明確化されていることを逆にとったものであり、会計基準が本源的に持つ目的を無視したものである。すなわちパーセンテージ・テストは、取引の経済的実質の財務諸表への適正な反映を阻害する。

1-2-2. 例外規定(exception)

例外規定とは、同一の取引について複数の会計処理方法が認められていることをいう。

例えばデリバティブの会計基準である財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards, 以下SFASとする)133号のパラグラフ10と11には九つの例外が存在している。

このような例外規定は、会計基準を一律に課すのではなく、業種、業態、商慣行などを考慮した上で会計処理方法を選択適用し、もって財務諸表の有用性を高めることを目的としていると考えられる。その反面、同様な経済的実質をもつ取引や事象に

11) 以下の細則主義会計基準の短所は、FASB [2002] pp.2-4, SEC [2003] sec.I-C, G, II-B-iを参照。

12) SEC [2003-a] sec.I-G.

対して一貫した会計処理が適用されないという問題が生じる。例外規定は文字通り例外であり、本来の会計基準がもつ目的、意図とは相違する処理方法であることから、そのような原則に対する例外は極力存在しないことが望ましい。また、例外規定は、当該規定の適用条件について詳細な指針が設けられることが多く、会計基準を過剰に詳細化する要因ともなっている。

1-2-3. 詳細な実務指針

(implementation guidance)

実務指針とは、会計基準に対する解釈指針 (Interpretations) や技術公報 (Technical Bulletins)、関連諸団体による指針などをいう。

例えばリース会計に関する刊行物は、FASBによるSFASおよび解釈指針が16編、技術公報が9編、そしてさらに緊急問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force, 以下EITFとする) 報告が30編以上となっている。また上述したSFAS133号の例外規定に関連して15のデリバティブ適用グループ (Derivatives Implementation Group) が構成されており、デリバティブに関する会計処理の指針は合計800ページ以上に及んでいる。SFAS133号に代表されるように過剰な実務指針は、パーセンテージ・テストや例外規定があることにより生じるものも多い。

2. 原則主義による会計基準の設定

2-1. 原則主義の採用

リース会計、デリバティブおよびヘッジ会計、ストック・オプション、そして資産・負債の認識中止の四つの領域において細則主義の傾向が顕著であると指摘されている¹³⁾。また、一連の会計不正事件は、米国会計基準が細則主義に偏り過ぎていたことに一因があるとされる¹⁴⁾。細則主義による過剰な実務指針や複雑な会計基準は、会計プロフェッションにして会計基準を難解たらしめ、適用にもコストがかさむなどの弊害をもたらしている¹⁵⁾。そのため、取引自体に操作を施し、細則を適用せずに済むようにするなどの基準適用回避措置がとられる場合もある。この場合、基準に抵触しないという意味で遵守性は保たれているものの経済的実質は財務諸表に反映されず、会計基準が本来もつ目的が損なわれる結果となる。そこで細則主義をとることによって生じた財務会計および財務報告の質および透明性の低下の回復のため、会計基準の整備方法を細則主義から原則主義へと改めることが提案されたのである¹⁶⁾。

2-2. 原則主義の意義

ここでいう原則主義とは簡潔な原理原則をもって会計基準を整備する思考をいうが、その原則主義の特徴としては、会計基準は原理原則に基づき設定される、パーセンテージ・テスト、例外規定および実務指

13) SEC [2003-a] sec.II-B-i.

14) SEC [2002] sec.2-3-3.

15) FASB [2002] p.2.

16) FASB [2002] p.1.

針をもたないという点が挙げられる¹⁷⁾。すなわち、原則主義は原理原則に基づき会計基準を設定するという以外に積極的な定義をもたない¹⁸⁾。

原則主義と細則主義は対極的な二つの思考であると考えられる。軸の始点に原則主義があり、始点から遠ざかるにつれて細則主義の度合いが強まる。軸のどちらかに動くと、片方のもつ性格が強調され、もう片方の性格は希薄化するという関係である。であるから、始点に位置する完全な原則主義とは、原理原則のみで会計基準を整備するという考え方になる。SEC [2003-a]はこのような思考で整備された会計基準を原則のみからなる会計基準 (principles-only standards) と呼んでいる¹⁹⁾。

これらの関係を図示したものが下図である。始点に位置する会計基準Aは原則のみからなる会計基準である。右に位置すれば位置するほど、原則主義から乖離し、細則主義の度合いが強くなる。したがって原則以外に実務指針などをもつ会計基準Bは細則主義の性格をもつが、さらに多くの細則をもつ会計基準Cは会計基準Bよりも細則主義度が高い会計基準であることになる。反対に会計基準Cよりも会計基準Bのほうが原則主義の性格が強いという見方もできる。

図 会計基準設定思考の関係図



原則主義による会計基準設定の研究を指示したSOx法の意図は、米国財務報告制度を改革することによって、失墜した信用を取り戻し、より高質で透明度の高い財務諸表を投資家に提供することにある。したがってより完全にその意図を達成可能な枠組みであるならば、採用すべき会計基準設定思考は完全な原則主義に限られない。そのように考え、かつ原則主義と細則主義という対立軸を前提に会計基準設定思考を捉えた場合、対立軸のどの地点を理想の座標と考えるかという問題が生じる。前出の図でいえば会計基準A, B, C,あるいは新たな座標に位置する会計基準Dのいずれが目的適格的であるのかという問題である。同じ原則主義による会計基準でも度合いの強弱、すなわち細則の存在を全く認めないのか、それともある程度は認めるのかによって枠組みが相違する。ひと口に原則主義あるいは細則主義といってもその思考の程度の強弱が相違すれば、導出される会計基準も異なってくる。

原則のみからなる会計基準には、財務諸表作成者や監査人による会計手続き選択の拠り所となる具体的な実務指針が存在しない。このため、財務諸表作成者あるいは監査人各自による専門的判断に基づき選択された会計手続きが適用される。その結果、報告主体間での財務諸表の比較可能性が損なわれる場合がある²⁰⁾。つまり、完全な原則主義では所期の目的を達成できない。

SEC [2003-a] では提案する原則主義による会計基準を他の原則主義による会計基

17) FASB [2002] p.5.

18) 原則主義の定義に関してはSEC [2003-a], FASB [2002], およびFASB [2002] に対するコメントレターであるAICPA [2002], KPMG [2002] を参照。

19) SEC [2003-a] sec.I-C. 原則のみからなる会計基準の例としてはSEC [2003-a] sec.II-B-iiiを参照。

20) SEC [2003-a] sec.I-C.

準と区別するために、目的指向型会計基準と呼んでいる²¹⁾。

3. 目的指向型会計基準

3-1. SECによる原則主義会計基準の提案

SEC [2003-a]において理想とされる原則主義会計基準²²⁾は、財務報告の概念的な枠組みと整合し、そこから導出される。そして、会計目的²³⁾を反映し、首尾一貫し、かつ例外規定をもたない会計原則から構成される。また、取引や事象の性質に応じた適度な実務指針をもつが、パーセンテージ・テストは有さない。以上のような特徴をもつ原則主義による会計基準は、会計目的達成を強く指向するものであるところから目的指向型会計基準と呼ばれる。その特徴を列挙すると次のようになる。

3-2. 目的指向型会計基準の特徴²⁴⁾

- (1) 財務諸表作成者および監査人は、基準適用に際して、会計目的達成を念頭に会計的意思決定を下さなくてはならない。このことによって会計数値の恣意的な操作の機会を最小化することができる。
- (2) 各会計基準は概念フレームワークに基づく会計目的と整合しなくてはならない。なお、この時、概念フレームワークは会計制度全体を包括し、一貫性あるものでなくてはならない。
- (3) 例外規定を認めない。例外規定は会計目的の達成を阻害し、基準内の不整合性を生み出し、より詳細な指針を必要とする

ためである。

- (4) パーセンテージ・テストを利用しない。わずかな違いは認められるものの経済的実質は類似する取引に対して相違する会計手続きが適用され、全く異なる数値結果が生じた場合、原則のもつ会計目的を達成することができないためである。
- (5) 実務指針を必要とする取引には指針設定を認める。ただしその場合、過剰に詳細なものではなく、適度な分量にとどめる。目的指向型会計基準は、過度に抽象的であったり、詳細であったりしないため、財務諸表作成者と監査人はいかなる会計手続きを適用すべきかの判断を下す抛り所を持ちうる。

3-3. 目的指向型会計基準の意義

目的指向型会計基準は、完全な原則主義と細則主義という対立軸の間に位置する会計基準である。目的指向型会計基準は、多数のパーセンテージ・テスト、例外規定、および詳細な実務指針と基準内での一貫性の欠如という特徴をもつ細則主義会計基準とは相容れない。また、その一方で、実務指針を許容する点で完全な原則主義による会計基準、すなわち原則のみからなる会計基準とも異なる。

細則主義による会計基準では取引や事象に相応した会計手続きが用意されており、会計担当者による会計的判断の介入は最少化されるはずであった。しかし、実際には、会計的な判断が必要とされる状況が存在し、しかもその判断は経済的実質とは無

21) SEC [2003-a] sec.I-C.

22) SEC [2003-a] sec.I-Cを参照。

23) 本稿において、会計目的という語は、抽象的ではあるが会計基準を設定する目的という意味で用いられる。

24) SEC [2003-a] sec.I-Cを参照。

関係に裁量的になされるものであった²⁵⁾。また、完全な原則主義をとった場合、具体的な会計手続きについての規定が存在しないため、原則を解釈し、適用する際に財務諸表作成者による恣意性が介入する余地が残される。

一方、目的指向型会計基準では、会計目的を達成させることを第一目標とし、取引や事象の経済的実質を財務諸表に反映可能な基準が設けられている。また適度な実務指針を持ち、その一方でパーセンテージ・テストや例外規定が排されているため、会計担当者による恣意性の介入の余地は少ない。すなわち、目的指向型会計基準は、会計的な操作が排除可能で、また会計基準を多数の実務指針によって複雑化しない点で細則主義による会計基準よりも優れており、適用すべき会計手続きを適度に明らかにしている点で原則のみからなる会計基準よりも優れている。

また、目的指向型会計基準では、基準設定の目的が明らかにされているため、経営者はその目的通りに財務諸表を作成する責任を課され、監査人は経営者が当該責任を果たしたかどうかを報告する責任を負う。したがって、目的指向型会計基準は細則主義や完全な原則主義によるものよりも経営者と監査人に大きな責任を課すともされる²⁶⁾。

いかなる会計基準作成思考をとっても財務諸表の作成や監査において経営者や監査人による解釈や判断の介入は不可避である。財務諸表の作成プロセスとは、会計基

準によって定められた枠組みに経済的事実を変換するものである。このプロセスには解釈や判断が介在せざるえない。目的指向型会計基準は、そういった解釈や判断の拠り所を会計基準の設定目的に求めることによって、会計目的の達成を可能にする。

また、完全な原則主義では適用すべき具体的な会計手続きが明らかにされていないため、いかなる手続きが当該取引において適用されるべきであるのか判断が一致しない場合もありうる。そういった場合、財務諸表作成者や監査人によって誠実に下された判断であっても訴訟などにおいて司法担当者や規制当局が受け入れないという危惧もある。目的指向型会計基準のもとでは会計担当者による判断を必要とする状況が生じないように配慮される²⁷⁾。

以上のような理由から、SEC [2003-a] では、目的指向型会計基準による財務会計制度が最適であり、取引および事象の経済的実質が財務諸表に反映され、財務諸表の比較可能性と透明性を高め、投資家がより有用な会計情報を入手可能になると考えている。

SEC [2003-a] によれば目的指向型会計基準の設定に際して、下記に挙げる項目が不可欠な構成要素として重要性をもつ²⁸⁾。

4. 目的指向型会計基準の構成要素

4-1. 概念フレームワーク

目的指向型会計基準は特定の概念フレームワークを前提に設定される。このフレー

25) 企業による裁量的な会計行動については多数の実証研究により明らかにされている。

26) SEC [2003-a] sec.I-C.

27) SEC [2003-a] sec.I-C.

28) SEC [2003-a] sec.IIIを参照。

ムワークは、財務会計制度全体を包括し、会計基準内のみならず会計基準間での一貫性を保つために必要とされる根本原理の役割を果たす。現在、米国会計基準ではFASBが公表したSFACがその役割を果たしており²⁹⁾、今後もその役割は変わらないと考えられる³⁰⁾。

SFACでは、財務報告の目的は投資および与信に関する意思決定を行う際に有用な情報を提供することであり³¹⁾、会計情報を有用なものとする基本的特性は目的適合性と信頼性であるとされる³²⁾。さらに目的適合性と信頼性とに関連する副次的な特性である比較可能性も、情報が有用であるために重要な特性として位置づけられている³³⁾。したがって、目的指向型会計基準は、目的適合性、信頼性および比較可能性という質的特性を備えた会計情報を提供すべく設定される。

ただし、この際、これら質的特性が相互にトレード・オフの関係をもつ場合があるため、質的特性間のバランスを取りつつ会

計基準設定を行う必要がある。この問題は以下の4-2と4-3と係わりをもつ。

4-2. 利益計算思考

一般に資産負債アプローチと収益費用アプローチの二つが利益計算思考として挙げられる³⁴⁾。概念フレームワークとの関係でどちらの利益計算思考が適当であるかが決定される。また、立脚する利益計算思考次第で会計基準が対象とすべき取引および事象の範囲や会計手続きが大きく相違することになる。

SFACは、現在、資産負債アプローチに立っていると理解されている³⁵⁾。したがって、SFACが改訂されない限り、目的指向型の会計基準も当該アプローチを前提とすることになる。

また、SEC [2003-a] によれば、収益費用アプローチは目的指向型会計基準には不適当であるとされている³⁶⁾。これは、同アプローチをとると会計基準設定にあたって対象となる範囲が広範になるか極めて限定

29) Schipper [2003] p.63.

30) なおSFACの「目的は、財務会計基準および財務報告基準の基礎となる根本原理を明らかにすることにある。もっと具体的にいえば、財務会計諸概念に関するステートメントは、財務会計基準審議会が財務会計基準および財務報告基準を形成する場合に用いる基本目的ならびに諸概念を確立することを目的としている (FASB [1978] preface (平松・広瀬 [2002] p.3))」。

31) FASB [1978] par.34 (平松・広瀬 [2002] p.26)。

32) FASB [1980] par.1-144 (平松・広瀬 [2002] pp.62-130)。なお、情報が目的適合的であるためには、当該情報が適時性をもち、また予測価値とフィードバック価値のいずれか、ないしは両方をもたなければならない。一方、情報が信頼性をもつためには、当該情報が表現の忠実性、検証可能性および中立性をもたなくてはならない。

33) これら特性の階層関係についてはFASB [1980] par.32-35 (平松・広瀬 [2002] pp.76-79) を参照。

34) 前者は定義に従って認識、測定された資産と負債との差額である純資産の変動額をもって損益とする計算思考であり、後者は一定期間における収益と費用を直接的に認識、測定し、両者の差額を損益とする計算思考である。

35) SFAC第6号では、まず、資産と負債が定義され、資産から負債を控除した残余が純資産 (持分) とされる。そして出資者との取引によらない純資産の変動を利益としている (FASB [1985] par.24-106 (平松・広瀬 [2002] pp.296-336))。すなわち、そこにおける定義は、資産と負債→純資産→利益という展開になっている。このため資産負債アプローチを採用していると解される。このような見解については例えば津守 [2002] pp.184-185を参照。

36) SEC [2003-a] sec.III-B.

的になるという性質をもち、それゆえ、基準間での一貫性が欠如することになるからである³⁷⁾。

4-3. 会計基準の適用対象についての規準

各会計基準が適用対象とする取引や事象の範囲の決定も基準設定においては重要な問題となる。適用対象が広範に過ぎると範囲全体を包括的に規定できない可能性がある。その場合、必要な会計手続きを基準利用者に提供できなくなる。また、異なる性質の取引も適用対象とされてしまい例外規定が必要となる可能性もある。反対に限定的過ぎると経済的実質が類似する取引が同一の基準内で取り扱われないかもしれない。

SEC [2003-a] では、取引や事象の経済的特性を反映し、いつどのように財政状態への影響が利益として報告されるべきかを明らかにする基準を作成するためには、基準設定主体は、対象となる取引や事象の経済的特性についてまず十分に理解し、次いでそれらが企業の財政状態にいかなる影響を及ぼすのかを把握しなくてはならないとしている³⁸⁾。また、この過程において基準設定主体は、資産負債アプローチに基づき当該取引ないしは事象においていかなる資産、負債が生じたり、消滅したり、変動するのかを識別しなくてはならず、さらには、SFACとの関係も考慮し、目的適合性、信頼性、比較可能性といった特性を充足させ、かつそれら特性がもつトレード・オフ

関係を考慮した適用範囲を設定しなくてはならない³⁹⁾。

4-4. 実務指針

目的指向型会計基準は、原則のみからなる会計基準とは異なり、実務指針を排除するものではない。現在、実務指針は、FASBのみならず、様々な関連諸団体から公表されている。これは実務指針に対する需要を物語るものであるが、その過剰な供給が会計制度に混乱をもたらす一因ともなっている。目的指向型会計基準のもとでは、過剰に実務指針を提供することで細則主義に陥ることは論外であるが、適切な分量の実務指針は、その意義からして許容するものである。しかし、無制限に受容可能なものでもない。

SEC [2003-a] が考える目的指向型会計基準において受容可能な実務指針とは以下のような特徴を有する⁴⁰⁾。

- (1) 基準設定主体が公表し、責任を有する。
- (2) 会計基準の一部として基準内において公表される。
- (3) 会計基準と同列の権威を有する。
- (4) 会計基準設定時にだけ提供されるのではなく、その後も継続的に更新される。

4-5. その他

4-5-1. 旧基準の取り扱い

細則主義会計基準から目的指向型のそれに移行した場合、現存の基準、とりわけ特殊な業種向けの基準の取り扱いが問題とな

37) SEC [2003-a] はこのような問題が生じる例として、収益の認識を挙げている。SFAC第5号では、(a)実現したまたは実現可能、(b)稼得した、という二つを収益の認識要件として挙げているのみである (FASB [1984] par.83 (平松・広瀬 [2002] pp.249-250))。その一方で、特定の取引や業種に限定される特殊な収益認識についての会計基準も存在している (SEC [2003] fn.76)。

38) SEC [2003-a] sec.III-C.

39) SEC [2003-a] sec.III-C.

40) SEC [2003-a] sec.III-E.

る。

このような場合、当該基準を引き継ぎ、例外規定 (Legacy Scope Exceptions) として目的指向型会計基準に取り入れるという方法もとりうる⁴¹⁾。しかし、それら例外の対象となった企業と対象とならなかった企業との比較可能性が損なわれるという問題も看過しえない。また、旧基準を残すことが新基準の適用拒否の誘因となるのではという危惧もある。

この点に関してSEC [2003-a] は、積極的な意見の表明はしておらず、会計基準設定主体が比較可能性が阻害されることにより生じるコストと特定の企業が従来の会計基準を適用することによるベネフィットとを比較して慎重に決定すべき問題であるとしている⁴²⁾。

4-5-2. 真実かつ公正な概観に基づく離脱

真実かつ公正な概観に基づく離脱も原則主義による会計基準に必要な構成要素であるとの見方がある⁴³⁾。すなわち、財務諸表が真実かつ公正な概観を有するならば会計基準からの離脱も許容されるという見方である。

SEC [2003-a] では、目的指向のもと設定された会計基準であれば、真実かつ公正な概観を損なわない適切な会計手続きが設定可能であるため、真実かつ公正な概観に基づく会計基準からの離脱の必要性を認めない⁴⁴⁾。

5. 目的指向型会計基準の様式

SEC [2003-a] は、上述のような特徴を取り入れた目的指向型会計基準の様式を以下のように提案している⁴⁵⁾。

* 基準の簡約

(Brief summary of the standard)

* 会計基準 (The standard)

(1) 目的 (Objectives)

(2) 会計基準本文

(Substance or body of the standard)

(3) 施行日および移行規定

(Effective date and transition provisions)

(4) 基準設定の経緯

(Basis for conclusions)

(5) 実務指針

(Implementation guidance)

6. 今後の展開

FASBはすでに目的指向型の様式を備えた基準の公表を始めているが、SEC [2003-a] は、より目的指向型の会計基準を設定するためには、会計基準を取り巻く環境のさらなる整備が必要であると考えており、特に次の5項目について考慮する必要があるとしている⁴⁶⁾。

(1) 概念フレームワークの修正

(2) 米国会計基準と国際会計基準の収斂

(3) 一般に認められた会計原則の階層構造

41) SEC [2003-a] sec.III-F. 例えば、保険業や証券業などについてはそれぞれ業種の特殊性を反映した独自の会計基準が利用されており、基準の適用対象外となる可能性がある。

42) SEC [2003-a] sec.III-F.

43) FASB [2002] p.7.

44) SEC [2003-a] sec.III-G.

45) SEC [2003-a] sec.III-H.

46) SEC [2003-a] sec.IV.

の再構築

(4) 実務指針の提供方法

(5) 会計基準および関連文書の閲覧の利便性

いずれも重要な問題ではあるが、以下では、目的指向型会計基準の設定が米国財務会計制度へ与える影響という観点から(1)、(3)および(4)に言及する。

6-1. 概念フレームワークの修正

目的指向型会計基準を作成する上で、明瞭で、一貫性ある概念フレームワークは不可欠である。現在、FASBは会計基準を設定する際に、SFACを概念フレームワークとして利用している。しかし、SFACにはより目的指向型の会計基準を現実のものとするために解決すべき三つの問題がある⁴⁷⁾。

第一に、目的適合性、信頼性および比較可能性の間にみられるトレード・オフ関係への対処法を明確化する必要がある。対処法が明らかにされれば会計基準の理解可能性が高まる。そのためにはまず、SFAC第2号に手を加える必要がある。

第二に、目的指向型会計基準がとるべき利益計算方法である資産負債アプローチと伝統的な収益認識における利益稼得プロセスの解釈とが整合性を有していない。そのため、SFAC第5号における利益稼得プロセスの議論とSFAC第6号における財務諸表の構成要素の定義とを修正し、両者の間にみられる不整合性を解消しなくてはならない。

第三に、現在、測定属性として歴史的原価、公正価値などが混在しているが、混乱

を避けるためにも測定属性を選択するための枠組みを明確にする必要がある。そのためには、SFAC第5号と第7号に手を加える必要がある。

6-2. 一般に認められた会計原則の階層構造の再構築

一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles, 以下GAAPとする) とは、財務諸表作成時の準拠枠として一般に受け入れられた会計慣行、基準、原則などの総称である。現在のGAAPの階層はレベルAからDまでで構成されている⁴⁸⁾。その階層において、FASBによるSFASと解釈指針は最も権威を持つレベルAに位置づけられ、FASBによる技術公報はそれらに次ぐレベルBにあるが、その一方でSFACは、テキストや会計専門誌と並んでその他の文献として列記されているに過ぎない。

これはあくまでもSFACは、FASBが会計基準を設定する際に利用する枠組みであるに過ぎないためであり、GAAPではないことはSFAC第1号においても述べられている⁴⁹⁾。しかし、目的指向型会計基準のための完璧な概念フレームワークとしてSFACが完成した暁には、FASBが会計基準を設定する際にのみ有用なのではなく、会計プロフェッションが実務で直面した問題を解決する際の指針として有効に機能すると考えられる。

そこでSEC [2003-a] は、従来のGAAPの階層構造を解体し、新たに、権威をもつ文献 (authoritative literature) と権威をも

47) SEC [2003-a] sec.IV-Aを参照。

48) SEC [2003-a] sec.IV-C。

49) FASB [1978] preface (平松・広瀬 [2002] p.3)。

たない文献 (non-authoritative literature) から成る二層構造を提案している⁵⁰⁾。権威をもつ文献としては、FASBのSFACと会計基準 (SFAS, 解釈指針, APBオピニオンおよび会計研究公報), EITFの承認事項, およびFASBスタッフの見解が挙げられている。

このようにSFACに権威が与えられることによって会計実務に目的指向型会計基準の意図がより浸透することになると考えられる。また、権威をもつ文献も限定されるため、従来よりも無用な混乱や文献間での見解の不一致なども避けることができるようになる。

6-3. 実務指針の提供方法

SEC [2003-a] では実務指針を作成した組織の権威に応じて公式の実務指針と非公式のそれとに二分し、それぞれの位置づけについて述べている⁵¹⁾。

6-3-1. 公式の実務指針

まず、EITFにより作成された実務指針を公式の実務指針と見做す。

EITFによる実務指針は1984年から現在まで400本以上公表されているが、これらは細則主義の特徴を強く有するものであった。したがって目的指向型会計基準と合致した実務指針が提供されるような方策をとる必要が生じた。そこで、引き続きEITFが実務指針を提供することは変更せずに、基準設定主体であるFASBのEITFに対する影響力を強化することで、FASBの目指す

目的指向型の会計基準に相応しい実務指針の提供を試みている。具体的には以下のようなことを実行している⁵²⁾。

- (1) EITF討議委員会にFASBのメンバー2名を参加させる。これによってEITFで論ぜられる問題に直接的にFASBが関わることになる。
- (2) EITFによる合意事項はFASBによって承認された後に初めて効力を発する。このようなプロセスをもつことによって公表された会計基準と実務指針の関連性が強まり、実務指針の正統性が確保される。

もちろんEITFによって公表される実務指針は4-4で述べたような特徴をもつものであり、細則主義の性格を過剰に帯びたものとならないように配慮されなくてはならない。

6-3-2. 非公式の実務指針

目的指向型会計基準の趣旨にしたがってEITFが実務指針を公表するようになる結果、細則主義のもとにあった時よりも実務指針の量は減少すると予想される。しかしその一方で実務レベルで実務指針が必要とされる現状に変わりはない。したがって実務指針を必要とする声は今まで以上に強くなるのが予想される。そこでそのような需要に応えるために会計事務所、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, 以下AICPAとする)、学術団体などが実務指針を作成することをSECが禁じることはない。なぜ

50) SEC [2003-a] sec.IV-C.

51) SEC [2003-a] sec.IV-Dを参照.

52) SEC [2003-a] sec.IV-Dを参照.

ならば、そのような指針があることによって財務諸表の比較可能性が強化されうるのである⁵³⁾。

しかしあくまでもそのような実務指針は非公式なものであり、SEC [2003-a] の提案したGAAP階層では権威をもたない文献に分類され、FASBあるいはEITFが公表したもののみに権威が認められる。さもなければ、SECが提案するGAAP階層構造との整合性が保たれないし、また、FASB以外の組織に会計基準設定の権威を認めると、再び細則主義に逆戻りすることになるためである。

7. 現在進行中のプロジェクト

より完成された目的指向型会計基準を設定するために現在、進行中のプロジェクトは以下の表のようになっている⁵⁴⁾。

むすびにかえて

本稿では、目的指向型会計基準とそれに関連する諸問題について検討を加えてきた。

会計基準設定方法の見直しが始められた背景には、会計法規制を逸脱した違法な財務報告の効果的な規制という問題も勿論あるが、会計法規制の網目をすり抜けた恣意的な会計数値操作の排除という問題がある

表 目的指向型会計基準設定のためのプロジェクト進行状況

プロジェクト項目	現 況	目標の達成状況 および見通し
概念フレームワークの修正	・ FASBが最も効果的な方法を検討中。	中間地点
目的指向型会計基準様式への移行	・ 目的指向型様式が徹底されていなかったが、SFAS第141号以降、採用されるようになる。	達成間近
細則主義会計基準の特定と修正のための現行基準の包括的な見直し	・ 細則主義であったAPBオピニオン第16号に代えてSFAS第141号を採用。 ・ 2003年3月12日、ストック・オプション会計をFASBの協議事項に追加。 ・ 今後の課題決定のために現在の会計基準を再評価。	進行中
単一の主体による会計基準設定	・ AcSEC ⁵⁵⁾ による権威ある会計基準作成の停止。 ・ 移行計画が進行中。 ・ EITFの決定事項はFASBによる承認を必要とする。	進行中
GAAP階層構造の再構築	・ 概念フレームワークの改良が終了後に作業開始。	中間地点
国際会計基準との収斂	・ 2002年FASBとIASB ⁵⁶⁾ は両会計基準の収斂へ向けた作業に入る旨の共同声明を発表。企業結合、財務業績の測定、ストック・オプション、収益認識、および短期的収斂項目について共同作業中。	進行中 一部の基準は間もなく公表されるが、終了にはもう少し時間が必要。

53) 例えば、大手会計事務所内で統一的な会計処理をするために利用する場合などを想定している。SEC [2003-a] sec.IV-D.

54) SEC [2003-a] sec.VI.

55) Accounting Standards Executive Committee, 会計基準実行委員会。

56) International Accounting Standards Board, 国際会計基準審議会。

と考えられる。

そのような会計数値操作を排除する方策として、財務諸表作成者あるいは監査人に対するモニタリングを強化することで裁量的な会計行動を抑制すること、財務会計制度を改め利益管理に代表される会計的操作の余地をなくすことが考えられよう。前者については、PCAOBの設置、クライアント企業との関係を見直すことによる監査人の独立性の強化、財務諸表への経営責任者による署名など財務報告に対する企業責任の明確化といった対策が講じられている。本稿で取り上げた目的指向型会計基準の設定は後者のための活動の一部である。

したがって目的指向型会計基準を採用することによる直接的な目的は、財務諸表作成における恣意性の排除にある。従来、米国会計基準は細則主義の傾向が強かった。その結果、パーセンテージ・テストや例外規定を通じた恣意的な会計操作、複雑化した会計基準からの回避のための数値操作や経営手法の活用といった弊害が生じた。そこで会計基準を細則主義ではなく原則主義のもと作成することが提案された。しかし、完全な原則主義の思考によった場合、会計基準は原則としての会計処理方法を明らかにするのみで、個別具体的な会計手続きまでは明示しない。そのため、財務諸表作成および財務報告のプロセスにおける財務諸表作成者や監査人による個別的な判断への依存度合いが非常に高くなる。すなわち、完全な原則主義のもと会計基準を作成した場合も、財務諸表作成者および監査人の恣意性の介入の余地が大きく残されてしまう。そこでSEC [2003-a] では、目的指向という新たな枠組みを提案したのである。

目的指向型会計基準の大きな特徴は、

SFAC, SFAS, および実務指針といった財務諸表作成に関する諸則が首尾一貫した体系を形成することによって会計目的が明確になること、会計目的を明確化することおよび実務指針を効果的に設定することにより会計手続き選択における財務諸表作成者や監査人の恣意性の排除を意図していることが挙げられる。首尾一貫した財務会計制度を整備しつつ、さらには規制をスリム化することによって、会計手続きへの恣意性の介入を阻止するという新たな取り組みを提示するものである。

したがって、目的指向型の会計基準を設定するにあたっては、財務会計制度の体系の整備、効果的な実務指針の設定が課題となるであろう。

SEC [2003-a] によって提案されているGAAP階層構造の再構築は、現在の会計制度を大幅に再構成し直すものである。FASBに基準設定の権限が大きく委譲される一方で、AICPAなどその他の組織の関与は希薄化する。また企業はより強い会計規制を受けることになる。会計実務の現場あるいは経済界からの強い反発が予測される。そういった反発が、会計の政治化をもたらし、制度の整備に影響を及ぼすことは回避しなくてはならない。

また、会計基準を整備する細かな網目の役割を果たす実務指針の設定も難しい作業であろう。一言で言えば疎にして漏らさずというのが目的指向型会計基準の意図するところであるが、どの程度まで網目を細かく、あるいは疎にするべきであるのかという程度の調整はどういった規準でなされるのか、さらに検討する必要があるように思われる。

したがって、すでに実際に米国財務会計

制度内に取り入れられ始めているものの、完全に目的指向型会計基準へと移行し、その効果が発揮されるまでには今しばらく時間を要するであろう。また、会計基準などの整備は勿論のこと、それら基準を利用する側の行動や意識の変革も必要とするであろう。さらには、目的指向型会計基準の採

用は、財務会計制度の整備のためにとられる方法のひとつであり、他の方法と組み合わせるより大きな効力を発揮するものと考えられるため、その効果の程はSOx法による他の改革などと合わせて評価されるべきであろう。

〈参考文献〉

- ・津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』 森山書店。
- ・吉川満・竹口圭輔 [2003] 「目的志向型会計に関するSEC報告書の概要」 『商事法務』 No.1673。
- ・Foster, John M.・斎藤静樹・山田辰己・辻山栄子 [2003] 「FASB・ASBJ・IASBをめぐる最近の動向」, 『企業会計』 第55巻1号。
- ・AICPA [2002] Letter of Comment No.29, *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*.
- ・Brewster, Mike [2003] *Unaccountable—How the Accounting Profession Forfeited a Public Trust* (友岡賛監訳・山内あゆ子訳 『会計不信—会計プロフェッションの背信』 税務経理協会, 2004年)。
- ・FASB [1978] SFAC No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises* (平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社, 2002年)。
- ・FASB [1980] SFAC No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information* (平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社, 2002年)。
- ・FASB [1984] SFAC No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* (平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社, 2002年)。
- ・FASB [1985] SFAC No.6, *Elements of Financial Statements—a replacement of FASB Concepts Statement No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2)* (平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社, 2002年)。
- ・FASB [2000] SFAC No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements* (平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』 中央経済社, 2002年)。
- ・FASB [2002] Proposal, *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*.
- ・FASB [2003] Research Project, *Conceptual Framework*.
- ・Foster, John M. and Johnson, L. todd [2001] *Why Does the FASB Have a Conceptual Framework* (澤悦男・佐藤真良訳 [2002] 「なぜFASBは概念フレームワークを有するのか」 『企業会計』 第54巻6号)。
- ・KPMG [2002] Letter of Comment No.37, *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*.
- ・Schipper, Katherine [2003] *Principles-Based Accounting Standard*, Accounting Horizons, Vol.17 No.1.
- ・SEC [2002] Hearing on “Accounting and Investor Protection Issues Raised by Enron and Other Public Companies”, *Prepared Statement of the Honorable Harvey L. Pitt, Chairman, Securities and Exchange Commission*.
- ・SEC [2003-a] *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*.
- ・SEC [2003-b] *Testimony Concerning Implementation of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 by Chairman William H. Donaldson Before the Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs*, September 9, 2002 (<http://www.sec.gov/news/testimony/090903tswhd.htm>).